

飛驒農業共済事務組合告示第13号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度飛驒農業共済事務組合農業共済事業会計決算に係る資金不足比率を次のとおり公表する。

平成30年11月1日

飛驒農業共済事務組合

管理者 國島芳明

記

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
農業共済事業会計	— (資金不足なし)	20.0